軽自動車税について

【軽自動車税の課税対象者】

毎年４月１日を賦課期日として、主たる定置場が和木町内にある軽自動車等を所有している人に対して、軽自動車税が課税されます。なお、自動車ローン等により所有権が売主に留保されている場合は、買主(使用者)に対して軽自動車税が課税されます。

【税率】

○二輪車

車種	種別	税率(年額)	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度以降
原動機付自転車	～50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 ～ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 ～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪車	125cc 超 ～250cc 以下	2,400 円	3,600 円
	250cc ～	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他(ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ等)	4,700 円	5,900 円

○三･四輪車

車種	種別		税率(年額)		
			①新規登録日が平成27年3月31日までの車両	②新規登録日が平成27年4月1日以降の車両	③新規登録後13年経過した車両
軽自動車	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円

※ 新規登録とは、その車両が初めて車両番号(ナンバープレート)の指定を受けることです。

※ 中古車の場合は、最初の所有者が新車として購入した日が基準日となります。

※ ①であっても③に該当する場合は、平成 28 年度から新税額が適用されます。

【納税】

なお、軽自動車税は自動車税と異なり、月割課税制度がありません。したがって、４月２日以降に廃車、譲渡されても、その年度分の軽自動車税は納めていただくことになります。また、４月２日以降に取得された場合は、次年度より課税されることとなります。

軽自動車税の納付は、毎年５月末が期限となっています。５月末が土･日･祝日の場合は、その翌

日が納期限となります。口座振替の手続きをされた人のうち、継続検査対象車両のものについては、振替確認後に納税証明書を送付しています(６月中旬頃)。

【登録・廃車・変更手続き】

軽自動車税の課税は町が行いますが、手続き等はその車種類ごとによって異なります。転出、譲渡などがあった際は手続きが必要となりますのでご注意ください。

種　類	申　告　先	
	場　所	連 絡 先
原動機付自転車 小型特殊自動車※ (※農耕作業用、ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ)	和木町役場税務課 和木町和木 1-1-1	0827-52-2193
軽二輪 (125cc 超~250cc 以下)	山口県軽自動車協会 山口市葵 1-5-58	083-922-8877
四輪軽自動車(660cc 以下)	軽自動車検査協会山口事務所 山口市葵 1-5-57	083-924-0542
二輪小型自動車(250cc 超)	山口運輸支局 山口市宝町 1-8	050-5540-2073

和木町外に転居された場合は、必ず住所変更をしてください。ただし、和木町内で住民票を移された場合は、申告の必要はありません。

【軽自動車税の減免について】

◎ 軽自動車税を減免できる車両

① 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等。

② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する軽自動車等や、構造上障害のある方の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等のうち、一定の要件に該当するもの。

※ 減免の対象となるのは自家用自動車に限ります。事業用自動車は減免対象外です。

※ 減免を受けることができる軽自動車は、１人の障害者につき普通自動車を含めて１台に限ります。

◎ 申請期間

納税通知書が届いてから納期限前７日までの期間に減免の申請を受け付けます。申請期間を過ぎたら減免を受けられませんのでご注意ください。

◎ 申請窓口

和木町役場税務課 0827-52-2193